

千葉県環境学習重点実施校事業実施要領

1 趣旨

この要領は、千葉県環境学習重点実施校事業（以下「本事業」という。）の実施に必要な事項を定める。

2 事業の目的

本事業は、義務教育課程における環境教育の果たす役割の重要性に鑑み、「千葉県環境教育等基本方針」に基づき、千葉市立の小学校及び中学校において行われる環境学習（以下「環境学習」という。）を重点的に行う学校（以下「重点実施校」という。）を指定し活動を支援することで、学校における環境学習の活性化を図り、環境教育を推進することを目的とする。

3 重点実施校の指定校数及び指定方法

- （１）重点実施校の指定校数は、１年度において、小学校６校、中学校６校を原則とする。
- （２）環境局環境保全部環境総務課（以下「環境総務課」という。）は、学校教育部教育指導課（以下「教育指導課」という。）の推薦に基づき重点実施校の指定を行うものとする。

4 重点実施校の指定期間

重点実施校の指定期間は、４月１日から翌年の３月３１日までの１年間とする。ただし、指定期間は１年に限り延長することができるものとする。

5 重点実施校の活動内容

- （１）重点実施校は、環境や環境問題に関心を持ち、人間と環境との関わりについての理解を深めるとともに、環境保全に配慮した望ましい働きかけのできる技能や思考力、判断力を身につけ、持続可能な社会の構築を目指してよりよい環境の創造活動に主体的に参加し、環境への責任ある行動をとることができる態度を育てる等ＥＳＤ（持続可能な開発のための教育）の考え方を踏まえた環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成１５年法律第１３０号）の目的を実現するため、各教科、道徳教育、総合的な学習の時間並びに児童会・生徒会活動及び学校行事等の特別活動その他の教育活動全体を通じて、地域とのつながりの中で、学校や地域の実情を踏まえた実践的な環境学習を実施するものとする。
- （２）重点実施校は、外部講師等を活用し、環境保全に関する環境学習の実施に努めるものとする。

6 活動に要する経費

- （１）重点実施校の活動に要する経費は、小学校、中学校のいずれもそれぞれ別表に定める金額を上限

とする。

(2) 環境総務課は、重点実施校の活動に要する経費を総括管理する。

7 活動計画

重点実施校は、環境総務課が別に定める期日までに、年間の活動計画を活動計画書（様式第1号）により環境総務課へ提出するものとする。

8 物品の調達等

(1) 重点実施校は、活動に要する物品（消耗品に限る。）について、物品調達依頼書（様式第2号）により環境総務課へ調達を依頼するものとする。

(2) 環境総務課は、(1)の場合において必要と認めるときは、重点実施校に物品調達理由書（様式第3号）の提出を求めることができる。

(3) 重点実施校は、外部講師による講座等を実施したときは、外部講師による講座等実施報告書兼報償費支出依頼書（様式第4号）により、速やかに環境総務課へ報告するとともに、報償費の支出を依頼するものとする。

(4) 重点実施校は、(1)及び(3)の規定による物品の調達及び報償費の支出の依頼に当たっては、活動計画書に記載した予算額の範囲内において行うものとする。

(5) 環境総務課は、重点実施校から依頼のあった物品の調達及び報償費の支出を行う。

9 活動成果の報告

(1) 重点実施校は、環境総務課が別に定める期日までに、その活動成果を活動成果報告書（様式第5号）により教育指導課へ報告するものとする。

(2) 教育指導課は、重点実施校から提出された活動成果報告書を確認し、環境総務課へ送付するものとする。

10 活動実践集の作成等

(1) 重点実施校は、指定期間の環境学習に関する活動成果をまとめた活動実践集の原稿を、教育指導課へ提出するものとする。

(2) 教育指導課は、重点実施校から提出された活動実践集の原稿の内容等について確認及び校正の上、環境総務課へ送付するものとする。

(3) 環境総務課は、(2)の原稿により活動実践集を作成し、公表するとともに、千葉市立の小学校及び中学校へ配布する。

11 活動成果の発表

- (1) 環境総務課は、本事業の活動成果を発表するための発表会を開催する。
- (2) 重点実施校は、(1) の発表会において、自らの活動成果を発表するものとする。

12 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、環境総務課が別に定める。

別表

消耗品費 (活動に要する物品に係る費用)	報償費 (外部講師による講座等実施に係る謝礼)
1 校当たり 7 万円	1 校当たり 1 万 3 千円

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。